

島根県教育会館 会議室使用申請書

申請日 令和 年 月 日

一般財団法人島根県教職員互助会事務局長 様

下記のとおり島根県教育会館の会議室使用の申し込みをいたします。

太線内を記入して提出してください。

提出先: 島根県教育会館 松江市母衣町55-2 TEL 0852-25-6200 FAX 0852-25-0181

1 申請内容

使用日	曜日	商品展示・販売の有無 有 ・ 無 ※どちらかに○	
申請者(団体)		担当者	予定人数 人
連絡先住所 〒		電話番号	
会議名又は会議内容・催事名又は催事内容			

2 使用会議室

時間帯	会議室	定員	使用料(消費税10%込)		使用会議室・時間 該当欄に○を記入
			教育団体	一般	
午前 9:00~12:00	402(大)	80人	5,100円	6,700円	
	402(中)	60人	4,100円	5,100円	
	402(小)	16人	2,600円	3,600円	
	502	16人	2,600円	3,600円	
	506	4人	700円	1,100円	
午後 13:00~17:00	402(大)	80人	6,700円	8,700円	
	402(中)	60人	5,100円	6,200円	
	402(小)	16人	4,100円	5,100円	
	502	16人	4,100円	5,100円	
	506	4人	1,100円	1,500円	
午前・午後 9:00~17:00	402(大)	80人	8,700円	11,800円	
	402(中)	60人	6,200円	8,200円	
	402(小)	16人	5,100円	6,200円	
	502	16人	5,100円	6,200円	
	506	4人	1,400円	1,700円	
夜間 17:00~20:00	402(大)	80人	6,700円	6,700円	
	402(中)	60人	5,100円	5,100円	
	402(小)	16人	3,100円	4,100円	
	502	16人	3,100円	4,100円	
	506	4人	800円	1,200円	

※土日祝日の利用料は使用料の30%増。商品展示・販売を伴う場合は使用料の60%増。

※教育団体とは、当互助会会員が所属する団体、当会が認める団体を言います。

※平日夜間及び休館日(土日祝日・年末年始)の使用は、原則入居団体のみ可。

※402(小)の利用は、502会議室がすでに予約されている場合にのみ可。

令和7年9月1日改正版